一　保安林の所在場所　広島県広島市安佐北区安佐町大字久地字奥谷平山三八五二（国有林）、三八四三の二、甲三八四四の一、甲三八四四の二、三八五〇、三八五一、三八五三、字奥ノ谷丸山三七三三の三・字奥ノ谷三八九三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三八九五、三九一二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字奥谷平山三八五二（国有林）・三八四三の二・甲三八四四の一・甲三八四四の二・三八五〇・三八五一・三八五三・字奥ノ谷丸山三七三三の三・字奥ノ谷三八九三・三八九五・三九一二（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県山県郡安芸太田町大字下筒賀字明ケ迫二三二、二三六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字明ケ迫二三二・二三六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県那須烏山市中山字中ノ沢一五一八の一、一五二〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中ノ沢一五一八の一・一五二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県那須烏山市志鳥字金草二九〇四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字金草二九〇四の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那珂川町恩田字境白久保五三六の一、五四七の一、五五〇の一、字新助久保五四八、五四九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字境白久保五三六の一・五四七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市蓮台寺字石坂九九二の三、九九四の二、九九七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字石坂九九二の三・九九四の二・九九七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市比和町三河内字七代二三〇二、二三〇四の一、二三〇五、二三二一、字石波根二三二九、二三三〇の一、二三三一の一、二三三二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字七代二三〇二・二三〇四の一・字石波根二三三〇の一・二三三一の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。